

# レンタカー貸渡約款

## 第 1 章 総則

### (約款の適用)

第 1 条 当ホテルは、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

### (借受人の資格)

第 2 条 借受人は、日本国籍を有する満 70 歳未満にて、日本国内に住民票を登録している者のうち、当ホテルおよび姉妹ホテル（以下「当ホテル」）の宿泊者に限り、かつ、宿泊期間内で借り受けできるものとする。

2. 前項の宿泊期間とは、借受人が当ホテルおよび姉妹ホテルに宿泊するチェックイン日よりチェックアウト日をいう。

3. 運転者は、免許取得より 1 年を経過している者であること、かつ、十分な運転の経験があること。（いわゆる、ペーパードライバーでないこと）

## 第 2 章 貸渡契約

### (予約)

第 3 条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当ホテルは保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

尚、返還場所は借受場所と同じとし、変更出来ないものとする。

2. 前項の予約は、借受人が当ホテルとの宿泊予約が締結された後に行うことができるものとし、宿泊予約がキャンセルされた場合、レンタカーの予約は、取り消されたものとみなします。

3. 前項により予約した借受開始時間を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

4. 第 1 項の予約を取消し、または借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

### (貸渡契約の締結)

第 4 条 当ホテルは、貸し渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第 10 条各号に該当する 場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。なお、当ホテルは、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し、運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号 等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがあります。

- 2.貸渡契約の申し込みは、前条第 1 項に定める借受条件を明示して行うものとします。
- 3.当ホテルは、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金および諸費用を申し受けま

(貸渡契約の成立等)

第 5 条 貸渡契約は、当ホテルが貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

- 2.当ホテルは、事故、盗難その他当ホテルの責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)を貸し渡すことができるものとします。
- 3.前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。
- 4.借受人は、第 2 項による代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

(貸渡契約の解除)

第 6 条 当ホテルは、借受人が貸渡期間中に次の各号の一つに該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返還しないものとします。ただし、特約により貸渡料金が後払いとなっているとき、または借受期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
- (3) 第 10 条各号に該当することとなったとき。

2.借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第 23 条 3 項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第 7 条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2.借受人は前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

(キャンセル)

第 8 条 借受人は、当日のキャンセルは出来ないものとする。翌日のキャンセルは別途定めるキャンセル料を支払うものとする。この場合には、借受人は、第 26 条のキャンセル料を支払うものとします。

2.借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中にレンタカーを返還したときは、貸渡契約を解約したものとします。

3.前項により借受人がレンタカーを返還したときは、当社は第 5 条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(借受条件の変更)

第 9 条 貸渡契約が成立した後、第 4 条第 2 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2.当ホテルは、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第 10 条 当ホテルは、借受人が次の各号の一つに該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引き渡し時の運転者とが異なるとき。
- (5) 過去の貸し渡しについて、貸渡料金の支払いに滞納があったとき。
- (6) 過去の貸し渡しにおいて、第 19 条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
- (7) 借受人が 13 歳未満の小人（幼児）を同乗させるとき。
- (8) 上記各号の他、当ホテルがレンタカーの貸し渡しを不適切と判断したとき。

### 第 3 章 貸渡自動車

(開始日時等)

第 11 条 当ホテルは、第 4 条 2 項で明示された開始日時および借受場所で、第 16 条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

(貸渡方法等)

第 12 条 当ホテルは、借受人が当ホテルと共同して道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観および付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認した上で当該レンタカーを貸し渡すものとします。

2.当ホテルは、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

3.当ホテルは、レンタカーを引き渡したときは、京都運輸支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

### 第 4 章 貸渡料金

(貸渡料金)

第 13 条 当ホテルが受領する第 5 条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において、京都運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします。

2.当ホテルが受領する貸渡料金の額は、基本貸渡料金及び貸し渡しに付帯する付帯料金の合

計額とし、レンタカー返還時に、受領した料金以外に延長料金、事故による免責金額、休車補償等の追加料金が発生した場合は、返還時に精算をしなければならないものとします。  
(貸渡料金改定に伴う処置)

第 14 条 前条の貸渡料金を第 3 条による予約をした後に改定したときは、前条第 1 項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

## 第 5 章 責任

(定期点検整備)

第 15 条 当ホテルは、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検整備)

第 16 条 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

第 17 条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用、管理するものとします。

2.前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しを受けたときに始まり、当ホテルに返還したときに終わるものとします。

(禁止行為)

第 18 条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当ホテルの承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等、当ホテルの所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4) 当ホテルの承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は、他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当ホテルの承諾を受けることなく次の行為をすること。
  - ①借受人および貸渡契約締結時に定めた運転者以外の者がレンタカーを運転すること。
  - ②レンタカーについて損害保険に加入すること。
  - ③13歳未満の小人(幼児)を同乗させること。
  - ④宿泊者以外の者を同乗させること。
  - ⑤ペットを同乗させること。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

第 19 条 借受人は、レンタカーの借受期間中、第 12 条第 3 項により交付を受けた自動車貸渡

証を携帯しなければならないものとします。

2.借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当ホテルに通知するものとします。

(賠償責任)

第 20 条 借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当ホテルに損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

2.借受人は、その責に帰する事由による事故によりレンタカー又はその付属品に損傷を与えた場合には、当ホテルに対してレンタカー又はその付属品の修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金（ノンオペレーションチャージ）を支払うものとします。

## 第 6 章 自動車事故の処置等

(事故処理)

第 21 条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

(2) 当該事故に関し、当ホテルおよび当ホテルが契約している保険会社が必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。

(3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当ホテルの承諾を受けること。

(4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当ホテルの指定する工場で行うこと。

2.借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

3.当ホテルは、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(補償)

第 22 条 当ホテルは、レンタカーについて締結された損害保険契約により、借受人が負担する第 20 条第 1 項及び 2 項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。

(1) 対人補償 1 名限度額無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）

(2) 対物補償 1 事故限度額無制限：免責額 10 万円

(3) 車両補償 1 事故限度額時価額：免責額 10 万円

(4) 搭乗者補償 1 名限度額 5,000 万円

2.前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3.当ホテルが第 1 項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは、借受人は直ちにその超過額を当ホテルに弁済するものとします。

4.警察および当社に届出のない事故、損害保険約款の免責条項に該当する事故、貸し渡し後に第 10 条 1 号から 8 号若しくは第 18 条 1 号から 6 号の 1 に該当して発生した

事故、及び借受期間を当社の承諾を受けることなく延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険ならびにこの補償制度は適用されません。

(故障等の処置等)

第 23 条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常または故障を発見したときは、直ちに 運転を中止し、当ホテルに連絡するとともに、当ホテルの指示に従うものとします。

2.借受人は、レンタカーの異常または故障が借受人の故意または過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

3.借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当ホテルから代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4.借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

(不可抗力事由による免責)

第 24 条 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカー を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任 を問わないものとします。借受人は、この場合直ちに当ホテルに連絡し、当ホテルの指示に従うものとします。

2.借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当ホテルがレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当ホテルの責任を問わないものとします。当ホテルは、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

## 第 7 章 取り消し、払い戻し等

(予約の取り消し等)

第 25 条 借受人は、第 3 条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は予定した借受時刻を 1 時間以上経過しても貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところによりキャンセル料を支払うものとします。なお当ホテルが予約申し込み金を受領している場合は、このキャンセル料と相殺するものとします。

2.当ホテル、第 3 条の予約を受けたにもかかわらず、当ホテルの都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には予約申込金を返還します。

3.第 3 条の予約があつたにもかかわらず、前 2 項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当ホテルはキャンセル料として貸渡料金相当額を請求するものとします。

4.当ホテルおよび借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前 3 項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

(キャンセル手数料)

第 26 条 借受人は、第 8 条第 1 項のキャンセルをした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

(貸渡料金の払い戻し)

第 27 条 当ホテルは、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

(1) 第 6 条第 2 項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額

(2) 第 7 条第 1 項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

(3) 第 7 条第 1 項により、借受人がキャンセルしたときは、受領した貸渡料金から、貸渡しからキャンセルにより変更した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額

2.前項の払い戻しにあたっては、キャンセル手数料、その他当ホテルが受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

## 第 8 章 返還

(レンタカーの確認等)

第 28 条 借受人は、レンタカーを当ホテルに返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引き渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2.当ホテルおよび当ホテルが指定する給油所は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立合いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。

3.借受人は、レンタカーの返還に当たって、当ホテルの立合いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当ホテルは、返還後の遺留品については責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

第 29 条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

2.借受人が第 9 条第 1 項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金に超過料金を加算したもののうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

3.借受人は、第 9 条 1 項にかかわらず、当ホテルの承諾を受けることなく、借受期間を超過した後に変換したときは、別紙に定める特別延長料金を支払うものとする。

(レンタカー返還場所等)

第 30 条 レンタカーの返還は、第 3 条第 1 項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第 9 条第 1 項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

2.借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

(燃料が満タンでない場合の支払い)

第 31 条 レンタカー返還時において燃料が満タンでない場合には、借受人は、当ホテルが別途定める料金に従い燃料代を支払うものとします。

(レンタカーが返還されない場合の処置)

第 32 条 当ホテルは、借受人が貸渡期間満了のときから 24 時間を経過しても第 30 条第 1 項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明のときは、必要な法的手続をとるものとします。

(違法駐車の場合の措置等)

第 33 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2. 当ホテルは、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当ホテルの判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 当ホテルは、前項の指示を行った後、当ホテルの判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当ホテルは借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当ホテル所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4. 当ホテルは、当ホテルが必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報（個人番号を除く）を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

当ホテルが道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当ホテルは借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当ホテルの指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 探索に要した費用および車両の移動、保管、引き取り等に要した費用

(ドライブレコーダー)

第 34 条 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当ホテルが当該記録情報を下記の目

的に利用することに同意するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため
- (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
- (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2. 借借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当ホテルが、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

## 第 9 章 雑則

(消費税)

第 35 条 借受人は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税を別途当ホテルに対して支払うものとします。

(遅延損害金)

第 36 条 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当ホテルに対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(個人情報利用)

第 37 条 借受人又は運転者は、当ホテルがお客様の本人確認および審査をする目的で個人情報を利用することに同意するものとします。

(契約の細則)

第 38 条 当ホテルは、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。

(管轄裁判所)

第 39 条 この約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当ホテルの本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則：この約款は、2018 年 10 月 1 日から施行します。